

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程をここに定める。

令和二年十月二十七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道事業管理者の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成二十二年三月三十日流域下水道事業管理規程第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、「法令」、「条例等」」を削り、「第二条第一号から第三号まで」を「第二条第三号」に改め、「法令、条例等、」を削る。

第三条を削る。

第四条第一項第一号中「埼玉県下水道事業管理者等」を「埼玉県下水道事業管理者又はこれに置かれる機関（以下「埼玉県下水道事業管理者等」という。）」に改め、同条を第三条とし、第五条を第四条とし、第六条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規程は、令和二年十月二十七日から施行する。